

ネーミングライツ事業に係る企画提案型募集要項

1 事業の趣旨

鹿沼市では、公共サービスの向上を図るため、市が設置する公の施設等に、対価を得て、民間事業者等が命名する権利を期間を定めて付与する事業（以下「ネーミングライツ事業」という）を実施することとし、当該事業に参加を希望する民間企業等（以下「事業者」という）から民間ならではのノウハウやアイデアを活かした対象施設等に係る具体的な提案を募集するものです。

2 募集の内容等

(1) 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象施設は、鹿沼市が設置している公の施設及びその他の市有財産とします。

具体的には、スポーツ施設、文化施設、公園など、市の公共的な施設を想定しています。ただし、市庁舎、学校、保育園は対象施設から除外します。また、施設によっては設置目的から対象施設に該当しない施設もあります。詳細はお問い合わせください。

(2) 付与期間

命名権の付与期間は、3年を基本とします。

(3) 名称の条件

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称（通称名）を付与し、施設の名称として使用します。但し次に掲げる名称は、使用できません。

- ア. 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ. 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ. 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ. 政治性のあるもの
- オ. 宗教性のあるもの
- カ. 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- キ. その他公共の施設の名称として設定することが適当でないと認められるもの

また、施設の愛称を付与することから条例で定める施設名称の改正は行いません。

(4) 命名権料

提案された命名権料については施設の利用状況、メディアへの露出状況等を勘案し提案金額が妥当かどうか判断し、審査の対象とします。なお鹿沼市の想定する金額と著しく差がある場合には協議させていただきます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しない法人又は団体が、応募することができます。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 市から指名停止の措置を受けている期間中の者
- (4) 清算、破産、再生、更生手続中の者
- (5) 次の業種等に該当する者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、暴力団関係者及び反社会的団体が関与していると認められる業者
 - ウ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に規定する金融商品取引業のうちネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者
 - エ 貸金業法（昭和 25 年法律第 32 号）に規定する貸金業者
 - オ 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に規定する商品先物取引業者
 - カ ギャンブル（公営くじに関するものを除く。）に係る者
 - キ 法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - ク 社会的な問題を起こしている者
 - ケ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
 - コ 前各号に掲げる者のほか、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者

4 スケジュール

- (1) 提出期間 4月1日から8月31日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。8月31日が閉庁日の場合は、その前開庁日までとします。)
- (2) 審査 9月から10月（予定）
(1) の期間に申込があったものについて、審査を行い対象施設ごとに優先交渉権者（又は次点交渉権者）を決定します。
- (3) 協議 優先交渉権者と市で協議を行い、協議が整った後に契約を締結します。
- (4) 契約締結の期限 原則として、12月28日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く)
- (5) 愛称の使用開始 原則として、翌年4月1日
- (6) その他 7(2)「施設特定型への移行」により施設特定型へ移行された場合は、施設特定型募集要項のスケジュールのとおりとなります。

5 応募手続

- (1) 提出期間 4月1日から8月31日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとします。8月31日が閉庁日の場合は、その前閉庁日までとします。)
※この期間に申込があったものについて、9月～10月(予定)に審査を行います。
- (2) 提出場所 鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 行政経営課 事務室
- (3) 提出書類 ア 別紙申込書(様式第1号その1)
(名称の表示に係る図案のラフスケッチ添付)
イ 会社概要及び直近3か年の決算報告書
ウ 登記事項証明書
エ 企業倫理の保持、法令遵守に対する考え方及び社内体制を記載した書面
オ 直近3か年の社会貢献活動の実績を記載した書面
- (5) 提出方法 持参又は郵送

6 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

- ア 応募資格のない者が応募したとき
- イ 公正な競争の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき
- ウ その他応募に関する条件に違反したとき

7 審査

- (1) 提案の審査
事業者から提案があった市有財産を所管する部局長を含め提案審査委員会を設置し事業対象とすることの可否、事業対象とする場合の公募方式による施設特定型への移行の要否、命名権料等について審査を行います。
場合により、ヒアリングを実施することがあります。(その場合は、詳細を別途通知します。)
- (2) 施設特定型への移行
提案があった市有財産が大規模施設である場合等、広く募集することにより複数の応募が見込まれる場合は、提案審査委員会の審査を経て、施設特定型に移行します。その場合、再度応募の必要はありません。
- (3) 提案に対する回答
提案の審査結果については、応募者に対して、文書で回答します。

(4) 決定及び契約の締結

提案の内容を施設特定型に移行しないで事業対象として決定した場合には、提案事業者と再度確認、協議を行い、協議が整った後に契約を締結します。

なお、公募方式へ移行することとなった場合には、別に定める実施要領及び募集要項に基づいて募集及び事業者の選定を行い、決定後再度確認、協議を行い、契約を締結します。

(5) その他

ア 応募者が1者の場合においても審査を行います。

イ 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は優先交渉権者（又は次点交渉者）を選定しない場合があります。

ウ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

8 公表及び愛称の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、事業者名、施設の新名称(愛称)、命名権料等について公表するとともに、ホームページや広報かぬまなどにおいて愛称を使用します。但し、使用にあたってはネーミングライツ・パートナーと協議し決定します。

9 その他

(1) 応募に際して要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 応募書類は返却しません。

(3) 名称変更に伴う看板等の表示及び撤去については、関係機関と協議の上、ネーミングライツ事業者が施工し、その費用を負担する。(契約期間終了に伴う原状回復も含む)

10 問い合わせ先

〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市行政経営部行政経営課

電話 0289(63)2211

FAX 0289(63)2224